柏原市ブロック塀等撤去補助金交付要綱

柏原市ブロック塀等撤去補助金交付要綱施行細則

平成３０年８月

柏　原　市

柏原市ブロック塀等撤去補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、平成３０年６月１８日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊被害を受け、道路等に面した安全性の確認が出来ないブロック塀等の撤去工事を行う者に対して、予算の範囲内において柏原市ブロック塀等撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地震時の道路等の通行の安全、迅速な避難の為の経路の確保を促進し、市内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路等　国、大阪府、柏原市が管理する道路（里道等を含む。）及び不特定多数の者が通行する道をいう。

(2) ブロック塀等　コンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀、土塀、土留壁、その他これらに類するものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) ブロック塀等を所有する個人（ブロック塀等を設置している土地に建築物が存する場合は建築物の所有者が対象となり、当該土地に建築物がない場合は、土地の所有者が対象となる。）であって、当該ブロック塀等を撤去する者

(2) 固定資産税及び都市計画税の滞納がない者

（補助対象工事等）

第４条　この要綱による補助金の交付の対象となるブロック塀等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に設置されたものであって、道路等に面しているもの

(2) 道路面からの高さ（擁壁の上にブロック塀等が設置されている場合は、当該擁壁の高さを含む。以下同じ。）が６０センチメートル以上のもの。ただし、ブロック塀等と道路等の間に開渠の水路が存する場合は、６０センチメートル以上かつ水路幅以上のもの。

(3) ブロック塀等の高さがブロック塀等と道路境界線までの水平距離より高いもの

２　この要綱による補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は前項のブロック塀等に係る工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) ブロック塀等の全部又は一部を取り除き、道路等に面するすべてのブロック塀等が、

道路面からの高さ６０センチメートル未満になること。

(2) ブロック塀等の撤去を施工業者に委託して行うものであること。

(3) 撤去工事後にブロック塀等が道路等に残存、又は突出しないこと。

(4) 柏原市木造住宅除却補助金交付要綱（平成３０年４月１日制定）に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(5) 補助金の交付は、同一敷地につき１回限りとする。

３　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるブロック塀等の撤去工事については、補助対象工事とすることができる。

４　ブロック塀等の所有者と土地所有者が異なる場合、ブロック塀等が共有である場合は、当該補助対象工事の撤去工事を行うことについて、協議が整っていなければならない。

（補助対象事業）

第５条　原則として、補助対象事業は、補助金の交付の決定後に着手し、交付決定の日の属する会計年度の３月末日までに行わなければならない。

（補助対象費用）

第６条　補助の対象費用は、補助対象工事に要する費用（運搬費、処分費、仮設費及び諸経費等を含む。）とする。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、次の各号のいずれか低い額とする。

(1) 補助対象工事に要した費用の２分の１

(2) 撤去費用（ブロック塀等の見附面積に１０，０００円/㎡を乗じた額）の２分の１

(3) 限度額２００，０００円

２　前項の補助額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、撤去工事を実施する前に柏原市ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第１号）に市長が別に定める必要書類を添え、指定期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第９条　市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認められたときは、補助金の交付を決定し、柏原市ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。

２　市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、柏原市ブロック塀等撤去補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、その旨を申請者に通

知するものとする。

（工事の着手）

第１０条　前条第１項の規定による交付の決定の通知を受けた者は、当該通知書を受け取った日からおおむね３０日以内に撤去工事に着手するものとし、着手したときは直ちに柏原市ブロック塀等撤去工事着手届（様式第４号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（工事の変更及び中止）

第１１条　申請者は、第８条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、柏原市ブロック塀等撤去補助金交付変更申請書（様式第５号）に市長が別に定める必要書類を添えて市長に申請し、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じない場合は、柏原市ブロック塀等撤去計画変更届（様式第６号）に市長が別に定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは申請者に対し柏原市ブロック塀等撤去補助金交付変更決定通知書（様式第７号）により通知を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

３　申請者は、工事を中止しようとするときは、あらかじめ柏原市ブロック塀等撤去工事中止届（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（工事完了報告）

第１２条　申請者は、工事完了後、柏原市ブロック塀等撤去工事完了報告書（様式９号）に市長が別に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による工事完了報告は、撤去工事の完了した日から３０日以内又は補助金の交付申請にかかる会計年度の３月１５日のいずれか早い日までに市長に報告するように努めなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

３　市長は、必要があると認めるときは、補助事業の適切な施工の確認のため、現地において完了検査を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第１３条　市長は、前条の規定により工事完了の報告書を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、撤去工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、柏原市ブロック塀等撤去補助金交付額確定通知書（様式第１０号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１４条　申請者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、補助金

の交付申請にかかる会計年度の３月末日までに柏原市ブロック塀等撤去補助金交付請求書（様式第１１号）に市長が別に定める必要書類を添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

（補助金の交付）

第１５条　市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第１６条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(5) 第１１条第３項に規定する中止届が市長に提出されたとき。

(6) 第１４条に規定する補助金の交付請求書が特別な理由なく会計年度の３月末日までに市長に提出されないとき。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると認められるとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、柏原市ブロック塀等撤去補助金交付（交付変更）決定取消通知書（様式第１２号）により申請者に通知するものとする。ただし、第１１条第３項に規定する中止届を受理した場合は、柏原市ブロック塀等撤去補助金交付（交付変更）決定取消通知書（様式第１２号）による申請者への通知を省略することができる。

（補助金の返還）

第１７条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、申請者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、柏原市ブロック塀等撤去補助金返還命令書（様式第１３号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（申請者に対する指導）

第１８条　市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、申請者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

（書類の保存）

第１９条　市長は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して、１０年間保管しなければならない。

（委任）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年８月２７日から施行する。

（補助金の交付申請等の特例）

２　平成３０年６月１８日から平成３０年１０月２７日までの間に補助対象工事に着手した場合は、第５条の規定にかかわらず、事後において補助金の交付申請をすることができる。この場合において、柏原市ブロック塀等撤去補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 付近見取り図

(2) 撤去工事前の概略図（寸法が記載された平面図、立面図、断面図等）

(3) 撤去工事前のブロック塀等の写真（全景及び高さがわかるもの）

(4) 補助対象工事の施工写真及び当該工事後の全景が分かる写真

(5) 撤去工事の請求書の写し（補助対象経費の明細が分かるもの）

(6) 申請者が所有者の場合は、固定資産課税台帳（名寄帳）、固定資産評価証明書又は登記事項証明書により所有者が確認できる書類。法定相続人の場合は、登記事項証明書、遺産分割協議書等によりブロック塀等の所有者が確認できる書類。

(7) 納税証明書等により直近の固定資産税及び都市計画税を滞納していないことが確認できる書類

(8) 手続き等を申請者以外の者に委任する場合は、委任状

(9) 申請者以外に利害関係者がいる場合は、利害関係者に関する報告書

(10) その他市長が必要と認める書類

３　市長が前項の規定にかかわらず、書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

４　第２項の規定により交付申請をした者については、第１０条から第１３条までの規定は適用しない。

５　第２項の規定による交付申請をした者で、第９条第１項の規定による交付決定通知を受け取った場合の第１４条の適用については、同条中「前条の規定による補助金の交付額確定」とあるのは、「第９条第１項の規定による交付決定」と読み替えて適用する。

柏原市ブロック塀等撤去補助金交付要綱施行細則

（趣旨）

第１条　この細則は、柏原市ブロック塀等撤去補助金交付要綱（平成３０年８月２７日制定。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（事前相談）

第２条　申請者は、ブロック塀等の撤去工事が補助対象工事に該当するかについて疑義が生じた場合、要綱第８条による補助金交付申請に先立ち、ブロック塀等の撤去工事に関する事前相談を別記様式１にて行うことができる。

（補助金交付申請時の必要書類）

第３条　要綱第８条に規定する市長が別に定める必要書類とは、次に揚げるものとする。

(1) 付近見取り図

(2) 撤去工事前の概略図（寸法が記載された平面図、立面図、断面図等）

(3) 撤去工事前のブロック塀等の写真（全景及び高さがわかるもの）

(4) 申請者が所有者の場合は、固定資産課税台帳（名寄帳）、固定資産評価証明書又は登記事項証明書により所有者が確認できる書類

(5) 申請者が法定相続人の場合は、登記事項証明書、遺産分割協議書等によりブロック塀等の法定相続人が確認できる書類

(6) 納税証明書等により直近の固定資産税及び都市計画税を滞納していないことが確認できる書類

(7) 撤去工事費用の内訳明細書

(8) 申請者以外に利害関係者がいる場合は、利害関係者に関する報告書（別記様式２）

(9) 委任状（要綱に係る手続き等を申請者以外の者に委任する場合）

(10) その他市長が必要と認める書類

（除却工事等の変更時の必要書類）

第４条　要綱第１１条第１項に規定する市長が別に定める必要書類とは、次に揚げるものとする。

(1) 変更の内容が確認できる書類

(2) 除却工事に要する費用に変更がある場合はそれを確認できる内訳明細書

(3) その他市長が必要と認める書類

（完了報告時の必要書類）

第５条　要綱第１２条第１項に規定する市長が別に定める必要書類とは、次に揚げるものとする。

(1) 補助対象工事の施工写真及び当該工事後の全景が分かる写真

(2) 撤去工事の請求書の写し（原則、補助対象経費の明細が分かるもの。ただし、第３条第７号、第４条第２号の書類より、補助対象経費の明細がわかるものについては、請求書に内訳明細が記載されないものについても可とする。）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金請求時の必要書類）

第６条　要綱第１４条第１項に規定する市長が別に定める必要書類とは、次に掲げるものとする。

(1) 撤去工事の領収書の写し（施工業者から申請者に発行されたもの）

(2) その他市長が必要と認める書類

（申請取下げ時の必要書類）

第７条　補助金交付決定前において、補助金の交付申請の取下げを行う場合は、別記様式３を市長に提出すること。

（申請期日）

第８条　要綱第８条に規定する指定期日とは、原則として、補助金の交付申請にかかる会計年度の１月末日とする。ただし、会計年度の３月末日までに要綱第１４条に規定する補助金の申請が出来ると見込める場合、または、市長が認める場合については、この限りではない。

また、補助金の予算範囲を超える場合は、その時点を指定期日とする。

附　則

この細則は、平成３０年８月２７日から施行する。